

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になっています。しかし、その反面、使い方を誤ると悲惨な交通事故を起こす凶器になったり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になったりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。</p> <p>くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持って、判断し、行動することが必要です。</p> <p>この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。</p> <p>第1節 基本的な心構え</p> <p>1 [略]</p> <p>2 道路を通行するときの心構え</p> <p>道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは</p>	<p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第1節 基本的な心構え</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>

、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。また、自動運転車（第5章第9節3の自動運転車をいいます。）については、運転者が前方を見ないで使われることもあることや機能に限界があり常に衝突を回避できるものではないことをよく知っておくこと。

〔(6) 略〕

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

1 〔略〕

2 運転姿勢など

〔(1)～(3) 略〕

(4) 走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。自動運転車において自動運行装置を適切に使っている場合を除き、走行中はスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、スマートフォンなどの携帯電話などについては、運転する前に電源を切つたり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

3 〔略〕

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

〔(6) 同左〕

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

1 〔同左〕

2 〔同左〕

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中はスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、スマートフォンなどの携帯電話などについては、運転する前に電源を切つたり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

3 〔同左〕

4 チャイルドシートの使用

- (1) [略]
- (2) チャイルドシートは、使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、子供の体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選んだ上で、取扱説明書などに従って座席に確実に固定し、正しく使用させましょう。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[5～7 略]

第9節 オートマチック車などの運転

- 1 [略]
- 2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）（注7）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

4 チャイルドシートの使用

- (1) [同左]
- (2) チャイルドシートは、使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、取扱説明書などに従って、正しく使用させましょう。正しい使用の方法は、次のとおりです。

ア 子供の体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

イ 助手席用のエアバッグを備えている自動車の場合には、なるべく後部座席でチャイルドシートを使用させましょう。やむを得ず助手席で使用させるときは、座席をできるだけ後ろまで下げ、必ず前向きに固定しましょう。

ウ チャイルドシートは、座席に確実に固定しましょう。

[5～7 同左]

第9節 オートマチック車などの運転

- 1 [同左]
- 2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）（注7）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、運転者が責任を持つて安全運転を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

注7 先進安全自動車（ASV）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ACC（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

3 自動運転車

自動運転車は、自動運行装置（使用条件内では運転者の操縦に必要な認知、予測、判断及び操作の能力を全て代替する機能を有する装置をいいます。）が搭載された自動車をいいます。

(1) 運転に当たつての心構え

自動運行装置を使つて運転する場合であつても、運転者として責任を持つて安全運転をしなければなりません。自動運行装置を使つて運転する際には、その自動運行装置の使用条件の内容、性能及び使用方法を正しく理解し、過信せずに適切に使つて運転しましょう。

(2) 使用条件外での自動運行装置を使つた運転の禁止

使用条件外では、自動運行装置を使つて運転してはいけません。

(3) 自動運行装置を使つて運転する場合の遵守事項

自動運行装置を使つて自動車を運転しているときは、自動運行装置から発せられる運転操作の引継ぎ要請や自動運転車の異常を直ちに認知し、かつ、運転操作を引き継ぐことができる状態でいなければなりません。

(4) 運転操作の引継ぎ

注7 先進安全自動車（ASV）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ACC（車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

[加える。]

自動運行装置から発せられる運転操作の引継ぎ要請や自動運転車の異常を認知したときは、直ちに周囲の状況を確認して必要な運転操作を始めなければなりません。

(5) 安全運転を支援するシステムを使った運転

自動運転車は、自動運行装置のほかに運転者の安全運転を支援するシステムを搭載している場合があります。自動運行装置と運転者の安全運転を支援するシステムでは、それぞれ性能、使用方法などが異なります。自動運転車を運転する場合には、作動している装置・システムを常に把握し、過信することなく、適切に運転しましょう。

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
[略]				
	歩行者横断禁止	42	歩行者の横断の禁止	同上
				

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
[同左]				
	歩行者横断禁止	42	歩行者の横断の禁止	同上
				



[略]

[イ～オ 略]

(2) [略]

[同左]

[イ～オ 同左]

(2) [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。